

とうロボの運営委員交通費補助について

とうロボは東海圏の大学が主催する学生主導の大会であり、参加校の所在地が広範囲に渡るため大会開催場所から遠い大学に交通費の負担が集中する。そこで、大会当日の運営委員への交通費負担の軽減を目的とし、ここに運営委員の交通費補助の原則を述べる。

1. 大会当日に関する交通費補助について

- 1.1. 各チームの所属大学から大会開催地までの交通費の全額または一部を補助する。
- 1.2. 運営交通費補助申請は運営大学ごとにまとめて申請すること。
- 1.3. 交通費は原則として、とうロボ運営委員会が指定する大会開催地までの電車賃、バスの乗車賃のみを対象とする。このとき特別料金は考慮しない。
- 1.4. 交通費の補助の対象となるのは、運営委員として申告し、大会当日に作業を行った者のみに限る。また、運営委員の人数は30~40人で構成される。
- 1.5. 出場選手が車を利用する場合、とうロボ運営委員会が指定する大会開催地までのレンタカー代・免責保障代・ガソリン代の全額または一部を補助する。
- 1.6. 1.5の補助は1.3の補助を受ける場合、適用されない。
- 1.7. 交通費申請書を用いて運営大学ごとに交通費を決定する。その内容は大会開催日までに各運営大学へ公表する。

2. ガソリン代について

- 2.1. ガソリン代は以下の手順を用いてとうロボ運営委員会が決定する。
 - 2.1.1. NAVITIME(<http://www.navitime.co.jp/>)の車ルート検索において出発地および開催大学の大学名を入力し検索する。
 - 2.1.2. 検索結果から最短の無料道路優先における総距離に往復として2を掛ける。
その値に15円/kmを掛け、小数点以下を切上げた金額をガソリン代とする。

3. 交通費の補助金額の決定について

- 3.1. 交通費の補助金額は交通費申請書を用いて決定する。
- 3.2. 「大会運営における収入」から必要経費を除いた金額を本予算に充てることとする。
- 3.3. 交通費申請書によりすべての参加大学から申請された金額の合計が交通費補助予算を下回っていた場合、申請された金額の全額を補助する。
- 3.4. 交通費申請書によりすべての参加大学から申請された金額の合計が交通費補助予算を上回っていた場合、以下の計算式を用いて補助金額を決定する。ただ

し、小数点以下切り捨てとする。

4. 交通費の補助について

- 4.1. 電車賃およびレンタカー代の領収書が揃っていなかった場合、交通費は補助されない。ただし、電車およびレンタカーを利用しない場合は領収書を必要としない。
- 4.2. 切符による証明は認めない。駅の窓口にて切符を購入し領収書を発行すること。
- 4.3. 提出された領収書の合計金額が事前に決定された金額を上回っている場合、交通費は事前に決定された金額までしか補助されない。
- 4.4. 提出された領収書の合計金額が事前に決定された金額を下回っている場合、交通費はその合計金額までしか補助されない。
- 4.5. 領収書の裏面に大学名を記入すること。
- 4.6. **領収書は原則大会当日に会計担当大学へ提出する。** やむを得ず大会当日に提出できない場合は、後日すみやかに会計担当大学へ提出する。
- 4.7. 交通費は受付書類を確認後、後日銀行口座を通して補助される。
- 4.8. 提出された書類に不正があった場合、補助金は補助されない。
- 4.9. 交通費補助に関する例外は、運営の定例会議における過半数の賛成をもって認められる。